

18 都道府県へのまん延防止等重点措置適用に対する 新型コロナウイルス感染症への取組み

ライフライン・コミュニケーションズ株式会社

(2022/3/7 更新)

■政府は7日、新型コロナウイルス対応のまん延防止等重点措置について、3月6日に期限を迎える31都道府県のうち、福岡など13県の適用を解除した。

新規感染者数が減少傾向にあることなどを踏まえ判断した。東京、大阪など18都道府県は21日まで再延長。今後は、感染力がより強いとされるオミクロン株の派生型「BA・2」や病床使用率の推移などを見極め、解除を判断する。解除は福岡に加え、福島、新潟、長野、三重、和歌山、岡山、広島、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島。政府は新たな基本的対処方針で、解除後もオミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を求めた。

基本的対処方針に基づく対応

以下の期間・区域において、まん延防止等重点措置が実施されています。
国民の皆さまにおかれましては、感染拡大の防止にご協力をお願いいたします。

まん延防止等重点措置

実施期間	実施区域
令和4年1月21日から令和4年3月21日まで	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、香川県、熊本県
令和4年1月27日から令和4年3月21日まで	北海道、青森県、茨城県、栃木県、石川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県

ライフライン・コミュニケーションズは、まん延防止等重点措置対象地域以外での活動も含め、引き続き、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底を通じ、クライアント企業様、パートナー企業様、当社社員及びそのご家族の安全・健康確保を考慮します。

店舗・事業所における活動時についても同様に、基本的な感染対策の徹底を継続し、勤務時の検温継続、ご来訪の方に対する非接触型体温計による検温のご協力の実施を引き続き行って参ります。

【新型コロナウイルス感染症予防対策の継続】

- ・社員は出勤前(テレワーク・在宅ワーク含む)の検温を継続実施
- ・風邪の症状(咳や37.0℃以上の発熱等の諸症状)がある場合には自宅待機
- ・家族等、社員の身近に感染者または濃厚接触者と認定された方がいる場合、自宅待機
- ・マスク着用、手洗い(アルコール消毒液利用を推奨)、うがい等、予防措置の徹底
- ・公共交通機関利用での通勤者は、シフトに応じた時差出勤・時差退社の継続
- ・公共交通手段での通勤を避ける(3密回避)為、車、バイク、自転車、徒歩通勤推奨の継続
- ・テレワーク(リモートワーク)の継続、ソーシャルディスタンスの徹底、換気良い職場環境の整備

【大規模集会等の対応】

- ・大規模社内会議(8名以上)をオンライン会議での実施
- ・社外で開催されるイベントやセミナー等への社員の参加を自粛
- ・会食(二次会参加は禁止)や懇親会、集会への参加も原則自粛
- ・接客が伴う飲食店、バー、カラオケは禁止

【各営業所、オフィス来訪者の対応】

- ・営業所又はオフィスへ来訪者には、非接触型体温計により検温頂き、37.5 度以上の発熱又は、熱がなくても倦怠感など体調が優れない方は入室のお断り
- ・エレベーターホールやトイレなどの公共エリアでのマスク着用徹底
- ・入室前にせっけんでの手洗い、消毒液等での除菌、マスク必着のご協力
- ・会議用テーブルへの飛沫飛散防止パネルの設置
- ・来訪者との会議後には、テーブル・椅子・ドアノブの消毒の実施
- ・次亜塩素酸噴霧器活用による、空間除菌実施

尚、上記対応は現時点のものであり、今後の状況変化等により、適時対応を実施して参ります。

以上